

# ● 食品リサイクルの現状

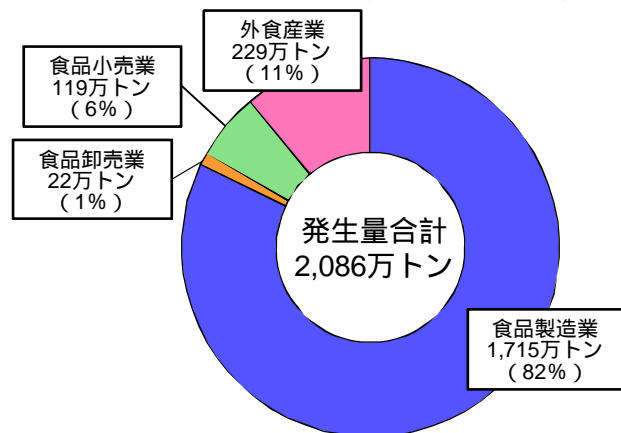
食品廃棄物等の発生量は、平成22年度で2,086万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。

食品循環資源の再生利用等実施率は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。

登録再生利用事業者は、平成23年末で208業者となっており、再生利用事業別にみると肥料化事業が約6割となっている。

平成19年度に措置された再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）については、平成23年末で36件認定されている。

食品廃棄物等の発生量（平成22年度）



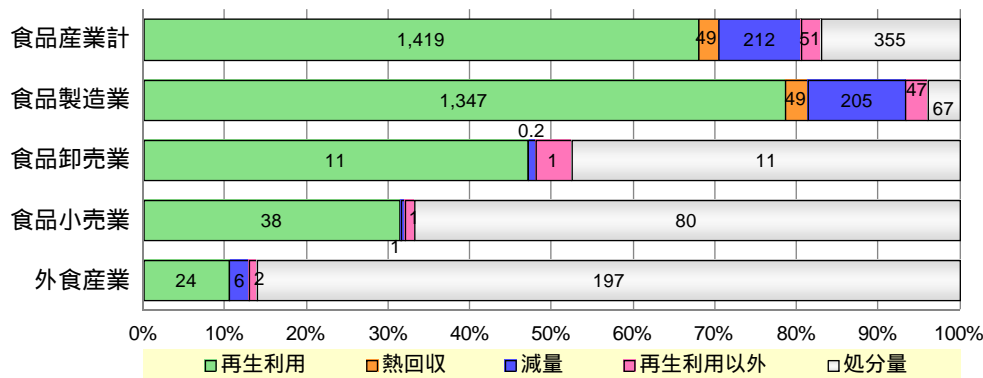
食品循環資源の再生利用等実施率（平成22年度）

業種	年間発生量 (万t)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,715	85	94	10	71	77	16	7	3	11
食品卸売業	22	70	53	9	43	36	47	17	0	1
食品小売業	119	45	37	8	29	46	32	22	0	1
外食産業	229	40	17	4	10	33	41	27	0	2
<b>食品産業計</b>	<b>2,086</b>	<b>-</b>	<b>82</b>	<b>9</b>	<b>62</b>	<b>76</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>9</b>

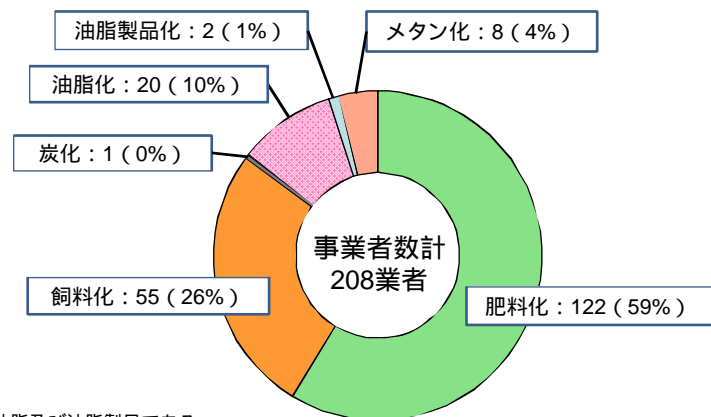
(参考) 食品リサイクル制度における取組の優先順位

発生抑制 再生利用 (飼料化を優先) 熱回収 減量

食品廃棄物等の再生利用等実施量（平成22年度）(単位:万トン)



登録再生利用事業者数（平成23年12月末現在）



(注) 1. 「エネルギー等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品である。

2. 「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもので、セメント、きのご菌床、暗渠疎水材、かき養殖用資材等である。

3. 「登録再生利用事業者数」については、事業別に集計しているため、実際の登録数とは合致しない。

資料：「食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者からの定期報告結果」及び「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」による農林水産省統計部の推計結果より計算